

石狩市での新婚生活を 支援します!



新規に婚姻した世帯が石狩市で安心した生活をスタートできるように、
婚姻に伴う住居費や引越費用の一部を助成しています。

助成金額
最大
60万円

対象となる 世帯

対象となる世帯は、次の条件を全て満たす世帯です。

- ① 令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を提出し、本市に住民票がある世帯
- ② 夫婦ともに婚姻日において39歳以下であること
- ③ 夫婦の令和5年分の所得の合計額が500万円未満の世帯

※ 令和5年分の所得とは、令和5年1月1日から同年12月31日までの1年間の所得です。
 ※ 収入ではなく「所得」ですのでご注意ください。
 (例えば、給与収入6,700,000円の場合、給与所得4,930,000円のため対象となります)
 ※ 申請時点において貸与型奨学金を返済している場合は、令和5年中の返済額を所得から控除できます。

対象となる 費用

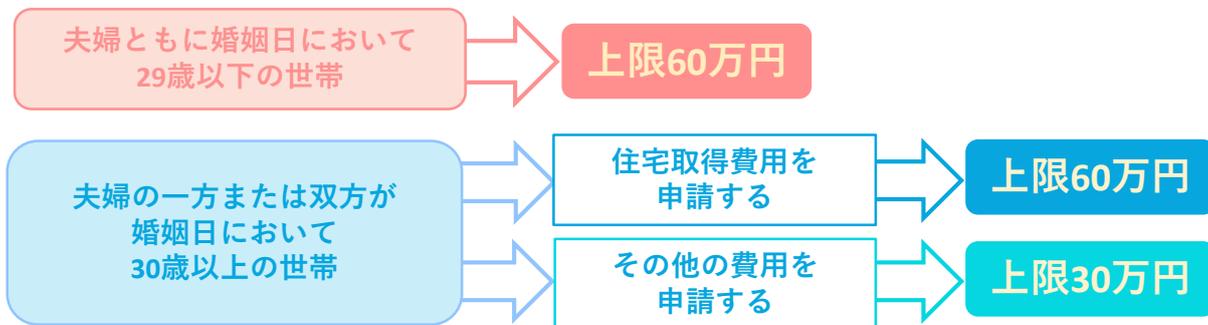
対象となる費用は、婚姻日の1年前の日から令和7年3月31日までの期間中の転入(転居)にかかる費用のうち、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払った費用です。

- 新規の住宅取得費用(建物)
- 新規の住宅賃借費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)
- 結婚に伴う引越費用(引越業者・運送業者等に支払った費用)
- 新規の住宅リフォーム費用(結婚に伴う引越しを機にリフォームし、市内事業者を支払った費用)



令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払った費用(領収書等で確認できるもの)が対象になります。これから支払う予定の費用は対象になりません。

助成 上限額



●お問い合わせ先
 石狩市役所企画課(市役所3階)
 ☎0133-72-3161
 (土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時45分から午後5時15分まで)

【申請受付期間】
 令和6年4月1日(月)から
 令和7年3月31日(月)まで



※先着順のため、本市の予算額に達した時点で受付終了となります。
 受付が終了した場合は、ホームページにてお知らせいたします。